

午後1時零分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、11番大庭きみ子議員の質問を許可します。11番大庭きみ子議員。

（11番大庭きみ子君登壇）

○11番（大庭きみ子君） 皆様、こんにちは。11番大庭きみ子でございます。

本日は年度末のお忙しい中に議会傍聴においでいただきましてありがとうございます。

ことしの3月で退職されます部長を初め、二十数名の職員の皆さん方、長い間、朝倉市の発展のために御尽力いただきまして、まことにありがとうございます。そして、大変お疲れさまでした。これからも健康に留意されまして、さらなる地域発展のために御活躍されますようよろしくお願いいたします。

ことしは戦後71年の年に入りましたが、世界を見渡せば、いつ果てるともなく続くテロと地域紛争の応酬であります。その地域紛争が尽きないアフガニスタンの大地で人道支援に日々活躍されています福岡県出身の医師、中村哲さんの記事がこの前の新聞で大きく報道されていました。今では中村さんの活躍は誰もが御存じのことではありますが、私も昨年の秋、筑紫野市で開かれた中村さんの講演会に出かけ、心を打たれた1人でもあります。

中村さんは、アフガニスタン大地へ医師の1人、2人が出かけて地域医療をやっている、それぐらいではとても間に合わないぐらい、それほど衛生環境の悪化や、治安の厳しい中で、手当てのききもなく病気や栄養失調で亡くなっていく多くの子供たち。

そこで中村さんが思い立ったのは、子供たちを救うための井戸掘りであります。清らかで安心して飲める井戸水によって、確かに衛生環境は多少改善されましたが、井戸掘りだけではとても村の貧困は救えない。そこで始められたのが、大きな川から水路で水を引き、こつこつと大地を耕すかんがい事業であります。その取水口のモデルとなったのが朝倉の山田堰であったことは有名な話であります。今では国道368号線沿いにこの山田堰が見渡せる展望台が整備されています。この山田堰は、平成26年9月に世界かんがい施設遺産に登録をされたところであり、今ではアジア諸国や世界から視察に訪れてくる人がふえているそうであります。

その中村さんの言葉に、アフガニスタンで私たち日本人が安心して事業ができるのは、日本の憲法9条に守られているからですという言葉がありました。とても意味深い言葉であります。世界から日本は憲法9条を守り、戦争を二度としない国、平和の国だという厚い信頼があり、国際ボランティアやNPO団体や、また企業などが快く受け入れられているということでもあります。この信頼こそが世界平和を守るには最も大事なことではないでしょうか。

今、日本の国内に目を移せば下流老人という言葉がはやり、ワーキングプアや若者や女性の貧困問題、それがさらには子供の貧困へと影響を及ぼし、大きな社会問題となっています。この貧困の中で将来の夢を断たれている子供たちへ、この貧困の連鎖を断ち切るた

めに私たちは何をしなければならないのでしょうか。中村さんのように大きな根源的な問題の解決とともに、水際の対策が必要ではないでしょうか。

それでは子供たちの健康と貧困問題について、通告に従い一般質問を続けます。執行部におかれましては明快な回答、よろしくお願いいたします。

(11番大庭きみ子君降壇)

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） それでは通告に従い、一般質問を続けてまいります。

12月の議会で電磁波と健康被害について通告いたしておりましたが、時間が足りずに3月の議会でもう1度やらせていただきます。

この電磁波対策について、この電磁波問題は今や地球環境問題であり、人類存続問題だとも言われています。3・11の関東大震災より以降、放射能の恐ろしさは誰もが知るところとなりました。電気のあるところには全て電磁波が発生しています。ほかの電磁波についても、何かしら人体に作用しています。光も電波も全て電磁波の一種ですが、波長が短くなればなるほど人体への影響は深刻になります。ガンマ線、エックス線、これは放射線ですが、また紫外線は波長が短く、人体への影響はとても大きいものです。

また、スマホや電子レンジはマイクロ波、ラジオやテレビは電波に分類され、スマホや携帯電話など、今問題になっているのは、この電磁波が全身の細胞に直接影響を及ぼし、遺伝子まで傷つける可能性が出てきていることです。

北陸大学名誉教授でそよ風クリニック院長の宮田幹夫先生の30年以上にわたる研究で明らかになっている健康被害が報告されています。まず角膜の損傷、さらに電磁波を浴びると脳に添加物や有害金属などが侵入するのを防ぐ血管の関門という場所がもろくなり、脳に毒物が侵入しやすくなってしまいます。そのほか遺伝子が損傷することによる発がんリスクや脳の神経伝達物質の働きを阻害することによる精神症状、アレルギー症状の悪化や血糖値の上昇も判明しています。次世代への影響も深刻です。

子供と大人の後頭部に携帯電話を置いて比較した実験では、骨が未発達な子供ほど電磁波が脳の奥深くまで届いていることが判明しています。

また、電磁波を浴びると精子をつくる精巣が萎縮し、精子が減少してしまうということでもあります。

見えないところで心身をむしばむ電磁波、情報社会の発達によりデータ通信量をふやす必要があり、より強い電磁波を利用せざるを得なくなってしまったその代表例が、今、スマホの登場です。電磁波が強い、また使用頻度の高さから、電磁波を浴びる機会が多いものが幾つも挙げられていますが、最も避けるべき電磁波はスマホであり、ガラケーはデータ通信量がスマホほどないので、スマホに比べると変調波が弱いということでもあります。

また、IHクッキングヒーターやインターネットの無線LAN、またハイブリッドカーなどが挙げられております。

こういうふうに私たちの周りにはたくさんの電磁波が氾濫している、その中で私たちが生活している状態になっています。

このことに対しまして、朝倉市としてはどのように認識をされているのか、まずはお尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 電磁波の健康被害に関することについて御質問で、一般的な認識、対策についてちょっと御説明させていただきたいと思います。

議員、今おっしゃいますように、電波が人体に与える影響、さまざまということをいろんな報道等で見聞きしております。この影響については、日本もでございますが、全世界で50年以上の研究の実績がございます。この科学的知見を根拠に十分に安全性を考慮した基準でございます電波防護指針というものが策定されてございます、国のほうで。この基準は国際基準と同じものでございまして、世界各国で活用されてるものでございます。この基準を満たしていれば人間の健康への安全性が確保されるというのがWHO、世界保健機構等々の国際的な考えとなってるところでございます。

ただ、その一方で、まだまだ研究結果が十分に得られてない部分もございますので、WHOを中心として世界で研究が今、進められてるところでもございます。

総務省のほうで電波による健康への影響については、平成27年の6月の報告書で、電波防護指針を適用すれば、人体への影響を示す確かな科学的証拠は発見されていないという報告書も出てるところでございます。

市としても今後もこの関係機関が出す情報を注視していきたいとは考えております。市で独自の基準等々、策定するような事案ではございませんので、そういう国、あるいは世界の研究結果等々を注視していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） 今、WHOのことも言われましたが、今、このWHOのほうでも電磁波の発がん性リスクは認められています。これがやはりそれぞれの今、研究段階で、大変日本はおくれていると言われておりますが、特に先進国でありますフランスとかアメリカでは、その対策がきちんとなされているという報告を受けております。そういう中で、先進国の中では大変日本はおくれているのではないかなと思っております。

こういう民間の研究者団体で今、かなり研究が進んでおりますが、私たちもやはりこういう健康被害について、やっぱり認識をしておくことが私はすごく大事ではないかなと思っております。

今、電磁波過敏症とかいう症状がありまして、これもかなり病院にかかってある方がありますが、例えば頭痛や疲労感、不眠とか皮膚のかゆみやぴりぴりした刺激感、また手先や指先、腕のしびれなどがあつたりというのがこの電磁波による過敏症とも言われていま

す。

そういう中で、やはりこの使わないときにはパソコンを切るとか、なるべくスマホはズボンのポケットに入れるとか、パソコンを使ったら2時間に1回は10分ほど休憩をとってパソコンから離れるとか、例えば食事面におきましてもマグネシウムの摂取が最も効果的だとも言われています。そのマグネシウムの摂取が電磁波を体に吸収するのを防ぐとかいう研究も出ておりますので、そういうこともやっぱり積極的に私は研究を取り入れられて、やはりまず職員の健康から守っていただきたいなというふうに思っております。

朝倉市の中にも大変こういうパソコンを使っていらっしゃる部署がほとんどですので、そういう職員のヘルスケアを守るためにも、するためにも、このあたりの健康被害について、もっと研究していただきたいなと思っております。そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 副市長。

○副市長（片山 潔君） 今、大庭議員おっしゃいましたようなこと、私ども全く知らないようなことも多々ございました。市の職員の健康問題につきましては、労働安全衛生法の規定もございます。そういった中で職員の職場環境、あるいは健康問題についても十分配慮していくような、職場のセルフチェックというふうな取り組みをやっております。今後そういった科学的な知見とか、そういったもので具体的な対策とか対応が出てくれば、そのようなことについてもそういう職場巡視、あるいはセルフチェック等で十分配慮していきたいというふうに考えます。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） 行政としてはITを推進してある立場にありますので、なかなか難しいところもあるかもしれませんが、やはりこの健康被害というのは大変、私は重要な問題だと思っております。

まず子供たちのために、やはり私はこの健康被害をまず対策をとっていただきたいなと思っております。例えばこの携帯電話から出る電磁波、特にスマホがかなり厳しいんですが、その電磁波で脳腫瘍などが起こると報告がっておりますが、この電話の携帯基地から発生する電磁波が携帯電話よりずっと多いわけで、近くに住む人は24時間、被爆しているような状態になっています。フランスのことで言えば、基地局から300メートル以内では吐き気や食欲不振、視覚障害、不眠、怒りっぽい、鬱症状、目まい、記憶障害、また頭痛、不快感、疲労感などを訴えてる人が多いと報告されています。

また、このアメリカでも脳の発達が盛んな子供たちが通う学校施設の近くの高圧電線に関しては、法律で厳しい基準が設定されていて、電磁波から子供を守ることが最優先されています。

先進国の中でも日本はこの分野が大変おくれておると指摘されているんですが、この朝倉市においても小学校の近くに携帯電話基地局が建設されたりしております。このあたりの朝倉市の考え方はどうなってるのかをお尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 行政情報課長。

○行政情報課長（井上宏一君） まず朝倉市におきます携帯電話の状況につきまして、若干説明をさせていただきたいと思っております。

市内の状況ですけれども、携帯電話3社、それぞれが市内の全域をカバーしてる状況ではなくて、携帯電話基地局整備を求めている地区も現在ございます。

そういう中で、今、議員がおっしゃられます携帯電話基地局の発する電磁波の件になりますけれども、こちらにつきましては、人体に与える影響につきましての研究はなされておりますが、現在におきましてはそれが実証されているような状況はないところでございます。

あわせて、先ほど申しましたように建設を求める声が上がっているような状況の中で、基地局の整備に関します制限的な例規を定めるということにつきましては考えてないような状況でございます。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） 今、人体に与える影響はないというふうな答弁でございましたが、やはりこれは全国の資料を集めた中には、やっぱりそういう訴訟が行われております。だから、これは先ほど言われました国の基準以内であるという判断の中で、なかなか厳しい闘争がっておりますが、やはり実体験をされた方々のお話を聞いております。何らかにやはり人体に影響はあるということは言えると思います。ただ、それがまだ国の中できちんと基準が定められていないのではないかなと思っておりますが、やはりこのまま放置しておくというのは、やはり私としては大変子供たちの健康被害がやっぱり心配されるのではないかなという中で、やっぱり市としても方針を持っていったほうがいいと思います。

例えば、今までこの携帯電話が基地局を建設される場合は、用地買収をして、建築確認をして、着工前に住民に知らせるといって、建設が発覚してから説明を求められれば説明会を開くが、既に建築確認済みで強引に建設されて、健康被害についての質問にはまともな回答はされていないという状況であります。この地域住民への事前の説明が行われずに、合意のないまま建築されて、住民訴訟など紛争になってるところもあります。やはり建設前には住民説明会を開くとか、幼稚園、保育園、小中学校や病院、介護施設や通学、通園路からなるべく離れた地点になるような周辺環境に十分配慮するような市の方針が必要だと思います。

そのためには、ぜひ住民の安心・安全なまちづくりのために、この携帯電話中継基地局の適切な配置、設置、管理運営に関する市の考え方、条例が必要であると考えますが、そのあたりの考え方はいかがでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（堀内善文君） 携帯電話の基地局の影響でございますが、国のほうの基準で

は、今、担当課長が申しあげましたように影響はないという形で今、建設がされるところでございます。

それで、過去にいろんな、済みません、ほかのところで基地局についてのいろんな裁判事例とかいうのは承知してるところでございますが、基地局をつくるときに、住民の方が合意がされたからできるとかできないとか、そういうものではなくて、もともとはこれは純粹な被害があるのかどうかという形をすべきものだろうと思っております。被害があれば、それは健康に影響があるものであれば建てたらならないというのが基本だろうと思いますが、そういう調査をする能力というのが私どもにはないわけでございまして、どうしても国の出されます基準でありますとか、指針とか、そういうものを信用する以外ございません。現段階におきましては被害がないという形で許可が、認可がおりて建設されてるといふうに理解しておりますので、現在、朝倉市の中で条例で規制をするとか、そういうことまでは今現在では考えてないところでございます。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） このじゃあ携帯の基地局建設の今後の計画というのは朝倉市にはありますでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（堀内善文君） 朝倉市として計画することはございません。数年前に山間部にドコモの基地局をしましたが、それ以降、次のところを計画してる予定はございません。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） 全国を見てみますと、この電磁波による影響の予防措置として、できてからではなかなか撤退というのは難しいということで、事前に予防措置として条例を制定してる自治体というのが全国にございます。

そういう中で、やはりなってからではもう遅いのではないかなと思っております。特にまた今度、小中一貫校、杷木、秋月、建てられることになっておりますが、そういうときにはぜひ学校周辺にはなるべくそういう電磁波を発する中継基地を持ってこないとか、そういう配慮なり、この安心・安全、子供たちの健康を守る意味でそういう配慮はできないものかなと考えております。

例えば杷木の久喜宮小学校も、できるときにはやはりそういう住民の反対があったという話も聞いておりますが、何の手だてもできなかったという、こういう国が認めているものであるということでそういう話も聞いております。

そういう中で、今から小学校建設が進む中でそういう、市としてそういう考え方をやはり持っていただきたい、子供の健康を守るという意味で、そのあたりはないのでしょうか。そのあたりお尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（堀内善文君） 済みません、先ほど基地局の建設がないというのは、これは

朝倉市がという意味でございますので、携帯電話メーカーがされるかどうかは、私どもではちょっと知り得ておりませんで、そこは御了解をお願いしたいと思います。

それから、市のほうでそういう条例で規制をすることでございますけど、仮にやっただとしても法的に制限する根拠がないわけでございます。紛争を防止するための取り扱いといいますか、そういう手続をするようなことはできるかもしれませんが、実効性がないといえますか、したらいけないということを規制することができません。現在の国の指針の中では、基準の中では、許可は基準水準に入っておりますので、何ら制限することできませんので、なかなか条例までは考えてないところでございます。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） これからまだ携帯中継基地ができる可能性があると思います。市は設置しなくても、そういう携帯電話の会社のほうからそういう話が来る可能性は、まだ十分にあるということで、やはりその中で、やっぱりそのあたりを考慮していただく、学校周辺とか、住宅の密集しているところ、保育園、病院関係の近くには持ってこないような、そういう交渉のときに市のほうからの意見なり、そういうことは出せるんじゃないかなと思っております。

全国の裁判例を見ましても、なかなか今、部長が言われるように、国の規定がないということでもかなり厳しい紛争になっておりますが、やはり何らか、やっぱり予防措置をしておかないと、もう野放しにどんどん、じゃあ建ててくださいということでは私は環境を守れないんでは、子供たちの安心・安全な環境を守れないんじゃないかなと思っておりますので、そのあたりはやっぱり行政の役割ではないかなと思います。そのあたりについて、ぜひ研究を進めていただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（堀内善文君） 同じような答えになります。本当にそういうことは裁判等は、確かに先ほど言いましたように聞いておりますけど、なかなか携帯会社につきまして、こういうことで控えてくださいという根拠がないものですので、なかなか言えないなという状況でございます。そういうことでございます。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） 大変苦しい答弁だと思います。ほかの条例ができてる自治体の例もございまして、その中には条例にうたっております、電磁波による健康被害のことが。だからそういう例もあるということで、ぜひこれはここで今言ったからすぐに進むものではないと思っておりますので、ぜひ研究を進めていただきたいと思います、やっぱり健康で自然豊かなこの朝倉市の私は一番大事な、安心・安全な環境であるべきではないかなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思っております。

もう1つ、子供たちが今、使用してることについて、やはりフランスとかではもう規制があっております。学校には持ってこさせないというのは日本で今、統一がされていると

いう話を聞きますが、もう携帯電話を使わないという指導がフランスのほうではもう警告されているという、これは政府のほうから、という事例もございまして、このあたりの小学校、中学生への使用についてどういうふうに御指導されているか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） 携帯電話の使用につきまして、ただいまの総務部長が答弁申し上げましたように、市としての条例の制定についてはなかなか厳しいものがあるかというふうに思っておりますが、そういった状況の中におきまして、現在、市内の各小中学校におきましては、中学校6校あるんですけれども、それぞれのブロック内でPTAが主体となりまして、例えば携帯電話、スマホは必要でなければ、できるだけ所持させないでありますとか、夜間の使用時間については制限をするなど、携帯電話、スマホの使用の仕方に関する共通のルールづくりをこれまで行ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） たしか今、所持をさせないということで話してあるということですが、先ほどもちょっと言いましたが、やっぱりガラケーと、またスマホとは全然電磁波が違って、スマホのほうほど電磁波が強いということが言われてるんですが、特に子供はまだ頭蓋骨が未発達で、その未発達な子供たちがスマホを使うことによって電磁波が直接脳のほうに入り込んで影響を与えるという実験結果が出ております。

そういう中でいじめの問題、人間関係の問題とかで携帯電話の使用とかを制限をしてあると思うんですが、ぜひ健康被害の面からも持たせない、使わせない。使う必要が小学生はないんじゃないかなと思うんですが、小学校、中学校、そのあたりの何か健康被害についても指導をしていただきたいと、家庭のほうに、思いますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（前田祐二君） これまでは携帯電話、スマホの指導のみに終始してまいりましたけれども、これまで携帯電話、スマホを使用する際に発生する電磁波によって、健康に被害を与えるというようなことの指導はこれまでは行ってきておりませんでした。今後につきましては、その携帯電話、スマホを使用する際に発生する電磁波が人体に対してどのような被害を与えるかということにつきましては、今、いろいろな機関で研究、あるいは実証実験等がなされておりますので、そういった科学的根拠に基づく資料などを収集したり、あるいは専門家を招集して研修会を開くなり、ある一定の指導のあり方について今後研究をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。



○11番（大庭きみ子君） どうぞ未来を担う子供たちの本当に安心・安全な、そして健康な環境で育つことができますように、どうぞ御指導のほど、よろしく願いいたします。

では、次の質問に参りたいと思います。次は、子供の貧困防止について質問させていただきます。

この子供の貧困防止については、昨年9月と12月に一般質問をしてきましたけれど、まだ不完全燃焼でしたので、再度総合的に子供の貧困防止について取り組んでいただきたく質問をいたします。

教育委員会と子ども未来課からは、未回答の答弁については後日、調査報告をいただき、ありがとうございました。

繰り返しにはなりますが、2013年6月、子供らに対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援の施策を、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを目的として子供の貧困対策の推進に関する法律が制定されています。子供の貧困は親の貧困。特に女性の貧困と格差が背景にあり、格差是正や非正規雇用に歯どめをかけることが必要であります。

2015年8月に開かれた子どもの貧困対策会議においては、経済的支援も含めてひとり親の自立支援に重点的に取り組む方向性が示され、実施が急がれるところであります。朝倉市の宝である子供への貧困問題も待たないと言えらると思います。

子供の貧困防止のために市として取り組むべきことは何かを総合的に検討し、実施していくためには、所管部署はどこになるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 子供の貧困に関する所管する部署についてという御質問でございますが、子供と申しますのは、生まれてから日々の育ちがございまして、その時々の発達、成長過程に応じた切れ目のないつながりが必要でございます。また、教育と福祉とのつながり、それと地域のネットワーク構築等が重要でございます。また貧困の対策として必要とする支援が教育とか生活、就労、経済的なものと多岐にわたっておりますので、教育課、子ども未来課、福祉事務所を初めとする部、課を超えての連携が必要かというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） ということは、今現在、どの部署が所管になるのでしょうか。それとも全てが一緒に事業を進めていかれるということでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 例えば福祉事務所だけで解決、対策ができるものでもございませんので、いろんな課にまたぐ事業だというふうに考えております。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） 確かにいろんな課にまたがってますので、横断的に取り組んでいく必要性は十分でございます。じゃあどこがするのかというと、それぞれにその課任せになってしまっているのではないのでしょうか。教育は教育委員会、福祉は福祉、子供の問題は子ども未来課というふうに、それはそれぞれの大事な仕事でございますが、やっぱりこれをまとめて1つのコーディネートをしていくやっぱり課が要るのではないかなと思っております。そのどこが責任持ってそれを進めていくのか。ただ、どの課もやりますということでは、どの課もやりませんということにつながっていくのではないかなというふうに思っておりますが、そのあたりの考え方、お尋ねしたいと思います。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 子供の貧困に関してというのは、以前から課題というか、問題ございました。ただ、子供の貧困についての所掌事務というのが正直どの課になるかというのはございませんでした。ただ、最近、子供の貧困については特にいろんな報道等に出ておまして、国のほうも法律、あるいは大綱で対策を考えてるところでございます。おっしゃるように、どこか主にならないとというのはよくわかります。

今、生活困窮者自立支援法というのが27年からスタートしておまして、その所管が福祉事務所のほうで所管しておりますが、先日、子供の貧困に関する交付金等の説明の折には、この福祉事務所の職員が行って聞いてきております。それをもとに市のいろんな対応を考えていかないといけませんので、今、窓口としては福祉事務所のほうでやるところでございます。

ただ、先ほどから申してますように、1課、1部だけではできませんので、ほかの関係部署と連携して、対策なりは考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） そのあたりがまだ曖昧だなというのを感じたんですが、これは先日の新聞に載っておりましたが、佐賀県の武雄市が子供の貧困課を新設したという記事でございます。これはすごく先進的な取り組みだと思いますが、朝倉市と変わらない5万ぐらいの人口であって1,096万円を計上したと、予算案に。そのひとり親の就労支援や資格取得の全額助成とか、いろいろ住宅支援とか書かれているんですが、本当にここに書かれてる中では、市の教育委員会や関係部署の職員が兼務で担当する方向で、人員や業務内容は今後詰めるということではございますが、やはりその姿勢がやっぱり違いますよね、その課をつくってでもやろうという、その意気込みというのはすごいなと思います。

これは福岡県の28年度の予算もそうございましたが、子供の貧困に対してはかなりの予算が、111事業に総額790億円を充てるということで、かなりの32億円の増で、これは今年度の子供の貧困に対する予算が計上されております。これぐらい、この貧困問題については深刻に、そして各自治体が今、取り組んでいる状況でございます。

この朝倉市について、じゃあどこでどう皆さん方、この子供の貧困問題、捉えていこう

としてあるのか、今、福祉事務所という話出ましたが、やはり連携も大事ですし、コーディネートするところも必要だと思います。このあたり、市長の考えをお尋ねしたいと思います。この子供の貧困についてどのように対処していこうとお考えなのでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 市長。

○市長（森田俊介君） 子供の貧困対策として、国の交付金事業でも生活困窮の対象家族の確認、あるいは把握、支援ニーズの把握、例えば学習支援や居場所づくりを行うニーズがどの程度あるかを調査したり、そのニーズに対応する地域支援や今後必要とする支援を数量的に把握する関係行政機関、あるいは企業、自治会等の連携、協働を念頭に、支援体制の整備計画の策定を行う必要があると考え、事業の想定をしております。

朝倉市においてどのような施策が必要なのかは、まず現状、実態把握した上で考えていかなければならないというふうに考えております。

ただし、既に市では貧困対策に特化したものではありませんけれども、子を持つひとり親家庭、あるいは生活困窮世帯への施策は既に実施しているものがあります。子供の貧困対策は既存の事業も担当部署が多岐にわたっておりまして、実態把握、支援策の実施に当たっては関係各課との協議を行った上で、その方法、時期等を決定して考えております。

今、課を設けたという話でありますけど、実態としては恐らく朝倉市がやってる事業が、ただ課という形で表に出るような形にはしてないわけですけども、恐らく実態としては同じような今からの進捗ペースになっていくんじゃないかなと思います。それは武雄市さんはあそこらあたりうまい、うまいというか、非常に積極的ですので、すぐ課をつくられるという特徴がございますんで、それが話題になるというのが1つの特徴でもあろうかと思えます。しかし、実際の支援内容については、今からやっぱり組み立てていく必要があるんだろうというふうに思ってます。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） ぜひ朝倉市も今、市長が言われましたが、この貧困対策に対してしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

その中で、やっぱり実態調査をしなければ対策がやはり出てこないと思います。これも子供の貧困対策の推進法の第4条に地方公共団体の責務が書かれておりますが、この中で、やはり実態調査をするということ、読んでみますと、基本理念にのっとり、子供の貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の実態に応じた施策を策定し及び実施する責務を有すると書かれております。ぜひともこれはやはり子供に最も近い各基礎自治体がやっぱり実態を調査して、その実態に合った支援計画をつくるのが私も大事ではなからうかと思っております。

これ、春の、春というか1月に東京の参議院会館で、この子供の貧困について勉強会がありまして、私も行ってまいりました。その中で、さっき出ました生活困窮者自立支援法ができたことによって、やはりそこでもっときちっと実態を把握して、その実態に合った

計画をつくってってください。そのために国のほうは24億円、予算を28年度は組んでおりますと。だからこれは自治体からとりに来てくださいというようなお話がされておりました。これは人件費にも使えるそうです。

今、この行政の中が縦割りというのが一番問題だという指摘があつておまして、その課、その課に分かれてその問題が個別に対処をされていると。だから、それを横断的にやはり連携をしながら、庁舎全体で取り組んでいかないと、この子供の貧困というのはなかなか見えない、実態がつかめない、どう対処していいかわからないのではないかなと思つております。そのためのこのコーディネーターを設置する補助金がかし国のほうで出ております。だからそれをぜひ、私も朝倉市も手を挙げてとっていただきたい。

そして、この朝倉市の中に、例えばさつき生活自立支援法で相談窓口を設けてあると思うんですが、そこが中心になつてもいいと思います。そこにきちんとコーディネーターを配置しながら、よその情報を共有していくことが私は大事ではないかなと思います。

その中で事例として挙げてあつたのは、やはり健康課であれば健診のときに子供の実態がつかめる、保育園だったら預けている子供の状態がよく把握できる、税務課だったら納税滞納者を、やはり貧困があるのではないかとか、その実態が見えてくる。そういういろんな施設であつたり、そういう中での関係各位の人が集まつて情報交換し合う、ケーススタディーをしながらどう対策をとつていったらいいかを考えていかないといけないのではないかというような提案もあつておまして、なるほどと思つたところがございます。

そこそこの部署では、ここはちょっと貧困で困つてあるのではないかなという実態がつかめたとしても、やっぱり全体で取り組まないと解決には向かつていかないのではないかなと思つております。だからそういう意味できちんとした体制づくりをまず朝倉市の中でしていただきたいというふうに思つております。

そのことについてどういうふうにお考えになりますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 今、議員がおっしゃいました国のほうで交付金を想定してまして、ひとり親家庭・多子世帯自立支援プロジェクトという、今プロジェクトを国が進めております中の、それを具現化するために国のほうが考えてますのが地域子供の未来応援交付金というものというふうに認識しております。

議員おっしゃいますように27の補正予算で24億円計上してありまして、この対象となる経費が、今議員おっしゃいましたように貧困の状況にある子供の実態調査とニーズ把握、ニーズ調査、あと今おっしゃいましたコーディネーターの設置等々についても使えるような交付金になってございます。人件費にも使えるというのはございますが、コーディネーターの賃金、常勤ではなく非常勤のという事例が挙げてありました。そういう実態とか、どういう施策が必要かという事業でございまして、直接ひとり親へのとか、貧困世帯への支援ではございません、その前段というものでございます。

それで、この調査実施計画というのは確かに必要かと思います。実際、じゃあ市のほうで子供の貧困状態に陥ってる子がどのぐらいいるかというのは、正直申しましてまだ数字がつかめるものではございません。国のほうで貧困率というのを国民生活基礎調査で出してますのが16.3%というのがございます。6人に1人が貧困状態に陥っているということが報道等でも出ております。

ただ、その中で子供がいる世帯のうちで大人が1人世帯、そこが総体的貧困率が54.6%でございます、大人が2人いる以上の世帯が12.4%ということで、ひとり親が高い水準にあることがわかっております。

先ほども申しますように、じゃあ朝倉の現状はどうかと申しますと、1つの目安としては生活保護受給者のうち子供の受給の数とか、あと児童扶養手当の受給とか、就学援助等々の数字からわかって、推測はできるかなというふうには思っております。

あと、またどういうニーズがあるかということに関しては、国もやっていますが、県のほうでも5年ごとに母子世帯等実態調査というのをやっております。その中で調査対象の世帯の一部に母子世帯等の家庭も含まれております、市内の。その結果、調査結果から一定のひとり親世帯の日常生活の実態とか、経済状況、要望等はつかめるかなというふうには思っております。この調査自体はサンプル数が少のうございますので、じゃあ市内の実態がこれでわかるかというのはちょっと難しいかと思っておりますので、やはりさっきからおっしゃってますように、交付金を使うなりして実態調査等をまず把握することは重要かと思えます。

ただ、この27から予算ついておりますが、これ、交付金自体が5年間継続する計画というふう聞いております。今の時点では27についてはちょっと申請が県のほうで説明ございましたが、この進め方について、国のほうが指針、マニュアル等をお示ししてるものではなくて、地域の実態でするようにということなんです、27は福岡県でこれ実施してる、よそのことは関係ないのかもしれませんが、福岡とか、北九州の政令指定都市のみは手を挙げてるような状況でございまして、ちょっと今からこれについては取り組んでいきたいと考えております。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） 今、いろいろ部長さんがおっしゃいましたが、本当にいろんなサンプルが調査の中にはあるんですね、子供の、今言われましたように生活保護世帯とか、就学援助受けてる世帯とか、本当にそういうの、やっぱり一番データを持ってるのは行政ですし、その中でやっぱりきちんとサンプルを活用して、やはり実態をやっぱり調べていく。これは沖縄県が今、進んでやっておりますが、まだ沖縄県だけという話でございます。

実態はやっぱり見ようとしなければ子供の貧困は見えてこないと思います。就学援助を受けてない、本当に困ってある世帯もあるかもしれません、とか、そういう制度を知らない世帯もあるかもしれません。だから、本当に実際困ってる、貧困にあえいでる子供たち

にやっぱり手が届くような、やっぱりそういう対策をとっていただきたいと思いますので、ぜひともこの実態調査をまず、今、前向きに考えていくということでしたので、まずはそこから始めていただいて、それに対応した対策を考えていただきたいと思っております。

本当にこの子供の貧困というのは、朝倉市はこんなにのどかで田舎で、環境もいいし、そこそこに豊かで、何か人もいいし、本当にいるのかなという、全くそういう感じはするんですが、やっぱり現場で聞きますと、やはり御飯を食べてない子がいるとか、やっぱり給食費を払えない子がいるとか、やっぱり学校に行くお金がないという子がいるとか、やっぱりそういうのを聞きます。

教育委員会のほうから出してもらった資料で、高校に進学しなかった子が昨年2名いましたが、毎年1名か2名いるようですが、その2人はひとり親世帯、両方ともひとり親世帯だったということもありますし、高校のほうに聞きましたら、やっぱり中退が26年度だけで25人、朝倉市内の県立高校で出ております。この実態調査もまだ県のほうもきちんとつかんでないんですが、やはりそういう子供たち、やっぱり高校に行けない、また高校を中退しなければならない、そういう子供たちが朝倉市内だけでも30人弱いるということは、やはりこれは大きな問題だと思っております。そのあたりに何とか手を差し伸べてやれないのか、支援できないのか、本当に少子化の中で貴重な子供たちというか、これからの朝倉を支えていく子供たちがきちんと育たなければ、何かハードだけつくっても、やはりそれを支えていく子供たちが育っていなければ砂上の楼閣になってしまうのではないかなというちょっと懸念をいたしております。そういう中で、ぜひとも子供の実態を見ていただきたいということで思っています。

この子供の貧困について、何で、この原因は何だろうと思われているのか、そのあたりの見解をお尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 貧困の原因がどこにあるのかという御質問でございますが、これは朝倉市に特化したものではございませんが、一般的に考えられますのは、子供の属する世帯の経済的困窮、議員もおっしゃってますように経済的困窮から来るのではないかというふうに推測しております。

これは先ほど申しました全国の母子家庭等実態調査の中で出てるものでございますが、ひとり親世帯イコール貧困世帯ということはございません。ただ、傾向的に高いという傾向にございますのが、この調査でひとり親世帯の約85%が母子世帯でございまして、その就業率が80.6%ございます。そのうち57%が非正規雇用者ということでございます。育児等の両立等によって、やはり選べる職種等が限られてきまして、臨時とかパート等、非正規雇用が多くなりがちということではないかと思えます。

それと、その年間平均就労収入というのが125万円というふうに、一般世帯よりかなり少なくなっております。このような経済的な困窮が教育とか就労の機会、あるいは健康面、

あと地域社会での孤立など、親だけでなく子供にも影響してるというふうに思われます。家庭内では就労、家事、あるいは育児等、全て1人の親が担うことで、親自身も健康を損なうこともございますし、あるいは子供の心身の成長のほうにも影響が及ぼすのではないかとこのように推測いたしております。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） まさにそのとおりだと思っております。本当に親は80%からやっぱり働いてるけど、働けど働けどやっぱり楽にならないという、この貧困から抜け出せないという実態があります。ワーキングプアの状態にあるということでもありますし、低賃金、不安定雇用という中で、特にひとり親家庭は何かその厳しさがもろにきているものだと思います。これはもう本当、政治的な課題ではないかなと思いますし、これは社会と政治の私は責任であると思っております。その対策、これはもう根本的な対策を、労働対策をしないといけないと思うんですが、私たちができる水際対策と申しますか、この朝倉市で今できることをまずは進めていかなければならないかなというふうに思っております。

今言われましたひとり親世帯の貧困率が54%、2人に1人が大変厳しい状態になっていきます。そんな中で、特に非婚母子世帯の子供たちというのはかなり厳しい状態に置かれております。これは子ども未来課から出してもらった資料では、平成27年11月末に児童扶養手当を受給している世帯のうちひとり親世帯は628世帯、朝倉市にはあるということでした。母子家庭562世帯、父子家庭50世帯、その他16世帯ということが出されております。その他の中にどういう、さまざまな事情があるとは思いますが、その中できちんとこの寡婦控除が受けられているのかというのは大変懸念するところでございます。

この寡婦控除というのは、結婚して死別したり離婚したりした場合には寡婦控除というのがあって、税額控除とか、所得税の控除とか、保育料の控除とかがなされますが、この婚姻届を出していない非婚の場合は、この控除の対象になりません。だからかなり保育料、税額、普通の独身並みに払っていかなければならないという、その中での貧困の格差が開いているという現状がございます。

例えば、ちょっと事前にお問い合わせをしましたが、年収180万円の世帯で母親と3歳児がいる非婚ひとり親世帯と、寡婦控除が適用されているひとり親世帯の場合の保育料の差額と所得税、市県民税の差額、合わせると年間の差額はどれぐらいになるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） まず最初に、保育料の場合がどれぐらい差が出るかということをお申しますと、これはその世帯ごとによって社会保険料とか生命保険料等々、控除が違いますが、単純に非婚ひとり親世帯の保育料がどれぐらいになるかと申しますと、

普通、寡婦控除が適用されてなければ月額1万4,000円。寡婦控除、みなし寡婦で保育料を算定しますとゼロに、無料になりますので、結局差額が1万4,000円でございます、月額。それを年に直しましたのが年額の差になります、保育料に関しては。

○議長（浅尾静二君） 市民環境部長。

○市民環境部長（江藤剛一君） まず所得税です。所得税の場合、寡婦の場合、寡婦控除が35万円あります、寡婦控除が35万円ありまして、年収180万円でしたら税率5%程度だと思われまますので、所得税で1万7,500円、35万円の5%で1万7,500円が寡婦の場合、寡婦控除を受けるか受けないかによって所得税の差は1万7,500円。

市県民税の場合です。市県民税の場合、寡婦控除の適用がある場合、給与収入が204万4,000円未満、所得に直しますと125万円までですが、寡婦とか障害者は合計所得金額が125万円までは非課税となりますので、給与所得180万円の寡婦の場合は市県民税は非課税となります。

未婚の母の場合は寡婦控除の適用を受けられませんので、生命保険7万円、社会保険料約26万円と仮定した場合、市県民税の所得割が約4万2,000円、均等割が県と市と合わせまして5,500円、所得割、均等割合わせまして、寡婦じゃない方は約4万7,000円前後になります。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） ちょっと先ほどの保育料の差額の件で、この28年度から先ほどから申してますように、ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援プロジェクトというのを国が進めております。この中で一定の収入以下の世帯については軽減がまた図られます。先ほど申しました1万4,000円の差がこれで、それは非婚の人に限らず、ひとり親ということで半額になる予定でございます。それですので7,000円、今は1万4,000円でございますが、28年度以降、7,000円になる予定でございます。

以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） 今、ちょっと足してたんですけど、済みません、これ合計したら、今の段階での負担額は幾らになりますかね、合計したら。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 保育料のほうの合計でございますね。

○11番（大庭きみ子君） 保育料と全部、市県民税。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 保育料が年間16万8,000円になりますので、合わせますと23万2,000円ぐらい、約。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） 今のでざっと見積もってもらって23万2,000円の負担があつて、



これがひとり親世帯、寡婦控除になればこれがゼロになるということで、かなりこの差が出ております。180万円の所得に対して23万円と言えば1割5分、15%からの負担になるということで、これは保育料が私、3歳と言ったんですけど、2歳児だともっと高いんですね。多分、1歳、2歳の子供を抱えながら子供さんを保育園に預けて働いてある親にとっては、もっとこれが高い負担になってまいります。保育料が28年度以降、半額になるということではございましたが、今現在で23万円からの差があるということで、これはかなり年間所得に対して15%の負担があつて、かなり同じ1人で子供を育てている世帯との格差は開いております。

これはやはり貧困にさらに加速をさせるものではないかなと思っております、この非婚ひとり親世帯、みなし寡婦といいますが、みなし寡婦控除について、今、福岡市、北九州市、春日市、28年度から春日市、大野城市、那珂川も今、検討してありますし、古賀市は28年度から、宇美町は昨年から取り組んでおります。こういうふうにも今、大変光の当たらない、本当に困ってる貧困世帯に対して、何らか行政として手を差し伸べていけないかということで、その措置がされてきておりますが、このあたり朝倉市としてそういうふうにもみなし寡婦控除に拡大をしていただけないかと思っておりますが、そのあたりの考え方についてお尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 議員おっしゃいますように、福岡市を初め、福岡都市圏の自治体等はみなし寡婦で保育料の負担を軽減してるところもございます。

朝倉市でじゃあそれができないかということでございますが、非婚のひとり親世帯という数自体、児童扶養手当の中でもある程度、絞り込みはできるんですが、はっきりとした数字が私どもがつかんでおりません。今おっしゃいました負担、公平さからすると、同じ子供を持つ親で負担が違うのはというのはございますが、これ、市が実施した場合にどれぐらい市の財源に影響があるのかということ、あるいはそれと、そのさっき申しました、どれぐらい非婚のひとり親世帯でというのが数がはっきりつかめてないということがございますので、当然財源の影響もちょっと今のところつかめておりません。先ほどから申しますように、やはり今の実態というのをまずさきにつかまないといけないのかなというふう考えております。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） ほかの市町村ではその実態をつかんでいるということでございますので、それは調査をすれば実態は出てくるものだと思います。

やはりこの子供の貧困を減らすために、そのあたりからやっぱり調査をして、実際実態を把握していかなければ対策がとれないのではないかなと思っておりますので、それはぜひともやっていただきたい。

ここに出てきてるその他のところでは16世帯ほどでございましたので、それほど大きな負担にはならないんじゃないかなと思っておりますので、ぜひともそのあたりを考えていただきたいなと思っておりますが、これ市長、どんなふうにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 市長。

○市長（森田俊介君） いわゆる非婚の母子世帯と寡婦と言われる、1度結婚した方の母子世帯での差があるということ、これについての実態については私も十分理解をいたしました。

じゃあそれに対して、非婚の方を寡婦と同じような扱いにしたらどうかという提言であります。これはなかなか私どもとしても考えていかなきゃならん問題だろうと思います。

ただ、そこで1つ、やはりそれぞれの生き方あります。それは結婚して相手が亡くなる、離婚する、いろいろな形があります。じゃあ非婚で子供をつくる、それも1つの生き方でしょう。だからそういった中で、私どもとしては個人の生き方は別として、やはり実態がどうあるのかということ、恐らく言われるようにそんなに多い数ではないんだろうというふうには思いますけど、まだそこらあたり、はっきりわかりませんので、まずはそれを調査した上で検討させていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） 本当に子供には生まれてきたところ、その立場において、やっぱり差別があってはいけないと思います、母子にも、お母さんにも子供にも。そういう子供の人権を大切に考えていただきたいと、子供の貧困防止の観点からも、ぜひともこれは朝倉市も実施していただきたいなと思っております。本当にこれで救われる子供がいるかもしれません、母子家庭がいらっしゃるかもしれません。やはり年収180万円で、やはり今、諸経費が二十何万円か、15%も経費、税金と保育料に取られるということでは、やはりかなり厳しい生活を強いられているんじゃないかなと思います。そのあたりから、できるところから進めていきたいというふうに思っております。

また、このいろいろ実態調査いたしておりましたら、今、ひとり親家庭等日常生活支援事業というのが各自治体であっております、これがすごく効果的であるという話も聞きました。朝倉市について、このひとり親家庭日常生活支援事業というのはあっているんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 朝倉市では実施いたしておりません。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） これは26年に通達されていると思うんですが、例えばひとり親、今、ファミリーサポートセンターは、そのお金を払って子供を預かったりとかしてもらっ

てるんですけど、このひとり親家庭の支援事業というのは、もしお母さんが病気だったり、急に残業で帰ってこれなくなったりとか、そういうときに派遣をする、そのサポーターしてくれる人を派遣するという事業で、かなり無料から、その自治体によっていろいろ金額は、1時間300円だったり、いろいろ違います。本当にお母さんが困ったとき、ひとり親でどうしようもない、熱があって子供の御飯がつかれないとか、迎えに行けないとか、いろいろそういうときにサポートしてくれる制度というのがあります。これは国のほうも推進しておりまして、各自治体で手を挙げてるところとしてないところがあるんですが、これもそんなに大きな経費ではないと思うんですが、そういうのがあると、ひとり親の方も安心して生活ができるというか、本当に病気でどうしようもないときとか、ひとり親世帯の方々は本当に子供に当たったりとか、放置しとかないといけないとか、ほったらかさないかとか、本当にいろんな事情があると思うんですが、そういうときにやはり利用できるようなこういう支援制度をぜひともこれも考えていただきたいなと思っております。

やはり実態はかなり厳しいと思っております。私もいろいろ聞いて回りましたが、やっぱり見ようとしなければ見えないんです。実際、食事してない子供もいっぱいいますし、例えば学童保育で平日はきちんと居場所がありますが、日曜日には居場所がないという子供たちもいたり、食べる食事が十分にできないとか、給食がなければできない子供たちもいますし、そういうあたりで今、子供食堂とか居場所づくり、子供の学習支援とか、そういうものを朝倉市も考えてもらえないだろうかという声も上がってきております。そのあたりでぜひとも朝倉市の支援をいただきたいなと、そういう志持ってある方はたくさんいらっしゃいます、ボランティアで何かしたいと。でも、どうしていいかわからない、だからそういうときにノウハウを一緒に考えていただいたり、いろいろな連携をとっていただいたりとか、そういう支援もしてほしいなと思っておりますが、そのあたりの考え方、もう時間がないんですけどお尋ねをしたいと思っております。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 子供食堂というのが昨年、以前からあちこちでできて、子供たちの居場所づくりとして活用されてるということはよく耳にしておりますし、掌握してるところです。この子供食堂の開設というのが行政というよりもNPO法人等々が開設してるところがほとんどかと考えております。市内にこういう子供食堂の開設が今あるかというのは、ちょっとまだ私どもとしては情報を把握してないところでございますが、現時点で子供食堂に支援をするという予算等々の措置はしておりません。子供食堂というのが週に1回とか、1カ月に1回とか、貧困の子供たちがそこに来て食事をするとか、そういう場でございますが、これがこの子供食堂の役割というのは、貧困の子供を適切な支援につなげるきっかけづくり、窓口というふうになるのではないかなというふうに私、考えております。支援を必要とする子供たちが当然、子供食堂で来て、そこでこの子は何か支援が要りますよね、支援の要らない子も当然来ていいんですが、そういう支援が必要なこと

をまず発見するというか、把握するとか、それからきちっと、じゃあ次、どういう支援が必要ですよというふうに次につなげるものだと思います。ですから、その子供食堂以外でもその現状なり実態なりを把握して、適切につなげるような体制ができれば、子供食堂のかわりにはなるのかなというふうに考えておりますが、今のところ、市が支援をするというふうなことは予算措置はしておりません。

以上です。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） もう時間もなくなりましたが、やっぱり地域全体で子供たちを見守る、そして手助けしていく、そういう地域の連帯も必要ではないかなと思っております。行政の皆様方にもぜひ頑張ってくださいながら、私たちも周りからサポートして、本当、子供たちが一人一人健やかに育っていくような社会づくりに努めてまいりたいと思っております。

これで一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午後2時10分休憩